

農地法第3・4・5条許可申請の添付書類

※裏面もご覧ください

3 条 許 可 申 請	●申請書は様式1-1及び1-2-1、1-2-2（譲受人が農地所有適格法人の場合のみ必要）を編綴して提出すること。【提出部数：1部】
	1 委任状（代理人申請の場合のみ必要。必ず申請依頼者が住所氏名を自書又は記名のうえ押印すること）
	2 土地登記全部事項証明書（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可）
	3 土地の位置を示す地図〔下記2点〕 ・地籍図[公図]（周囲の土地の地目、地番を表示）（原本または職印を押印したもの以外は不可） ・附近の状況図[案内図]（1/2, 500 程度：申請地を中心とした周囲の状況を示すこと。住宅地図、インターネット提供の地図等）
	4 当事者が連署しないで申請書を提出する場合には、単独申請行為該当事由を証する書面（競売期日の調書、公売の売却決定通知書、裁判の判決等に関する書面、遺言書等の写し等）
	5 住民票（譲受人または譲渡人が市外居住者の場合に添付。なお、譲受人については、本籍記載の住民票もしくは国籍及び在留資格情報等記載の住民票）
	6 その他参考となるべき書類 ・譲受人の経営農地が市外にある場合は耕作証明書、新規就農者は営農計画書、法人の場合は法人登記全部事項証明書若しくは定款又は寄付行為の写しいずれか。なお、法人の場合はこれによらない場合もありますので、個別にお問い合わせください ・申請に係る農地につき真正なる権利者であるかどうか土地登記簿により確認できない場合（戸籍謄本、住民票等）
	※賃借権等に基づき耕作等を行う者が存在する農地の所有権を、その耕作等を行う者以外の者に移転しようとする場合には、そのことにつき耕作等を行う者が申請前6月以内に同意したことを証する書面を添付すること。

4 条 5 条 許 可 申 請 （市街化調整区域及び未線引区域）	●申請書は様式3-1（4条）または3-2（5条）及び3-3を編綴して提出すること【提出部数：1部】
	1 委任状及び確認書（代理人申請の場合のみ必要。必ず申請依頼者が住所氏名を自書又は記名のうえ押印すること）
	2 譲受人が法人である場合には、法人登記全部事項証明書若しくは定款又は寄付行為の写しいずれか。
	3 住民票（譲受人または譲渡人が市外居住者の場合に添付）
	4 土地登記全部事項証明書（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可）
	5 土地の位置を示す地図〔下記2点〕 ・地籍図[公図]（周囲の土地の地目、地番を表示）（原本または職印を押印したもの以外は不可） ・附近の状況図[案内図]（1/2, 500 程度：申請地を中心とした周囲の状況を示すこと。住宅地図、インターネット提供の地図等）
	6 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面 ・土地利用計画図（建物の配置、利用の形態（造成計画を含む）、給水計画、排水計画、隣地との距離、敷地拡張の際現在の利用状況等を示す図面） ・建物平面図
	7 資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 ・残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る）
	8 転用の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面 ・排水同意書、地役権についての同意書等
	9 申請に係る農地が賃貸借の目的になっている場合には、法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面、又は法第18条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面
	10 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
	11 当事者が連署しないで申請書を提出する場合には、単独申請行為該当事由を証する書面〔5条申請のみ〕（競売期日の調書、公売の売却決定通知書、裁判の判決等に関する書面、遺言書等の写し等）
	12 その他参考となるべき書類 ・申請に係る農地につき真正なる権利者であるかどうか土地登記簿により確認できない場合（戸籍謄本、住民票等） ・農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合（免許状の写し、求積図、農振除外通知書の写し等）
	※都市計画法に係るものは、開発指導課（市役所11階）の「受付印」を申請書様式3-3に受領後、提出すること
	※4ha超の農地転用許可申請をする場合は、1から11までの写し及び申請書副本も添付すること

- ※ 土地登記簿全部事項証明書、住民票等は、申請日において交付日から3ヶ月以内のもの。
- ※ 証明書等は原本提出が原則ですが、原本還付を受けたい場合は、提出時に写しとともに原本を持参し確認を受けてください。
- ※ 特別な事情を有する案件については、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

4・5条許可申請・その他農業委員会の指示する書類

1 宅地開発指導要綱 に基づく事前協議の協議書の写し（該当する場合）

- ・建築物、工作物（太陽光発電設備を除く）を設置する場合・・・1,000㎡以上
- ・上記のものを設置しない場合・・・2,000㎡以上

以上に該当するものは、宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となる。

また、開発許可が必要でない場合であって、申請地の造成計画が高さ1mを超える盛土や2mを超える切土等を伴う場合は、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」の許可が必要となるので、盛土規制法の許可申請書の写しを添付してください。（担当課：開発指導課 11F）

2 免許状の写し

- ・免許を受けて営む職種の場合は、その免許状の写し
例：医師免許、古物商の免許等

3 一時転用の場合

- ・農地復元計画書、農地復元に関する確約書
- ・求積図（一筆を分筆せずに一部分を使用する場合）

4 その他代表的なもの

①農家住宅の場合

- ・以前の住居を農業用倉庫等で使用するなど、その旨を示した誓約書

②墓地用地の場合

- ・墓地の利用者名簿（予定区画数の過半数以上あるもの）
- ・墓地経営許可書の写し（または、許可見込みの確認が必要）

③貸露天駐車場の場合（4条）

- ・駐車場の利用者名簿（駐車予定台数の過半数以上）

④大規模小売店が使用する来客用駐車場の場合

- ・大規模小売店舗立地法に関する届出について台数を表す書類

⑤太陽光発電設備の場合

- ・発電設備の認定書の写し（経済産業省が発行するもの）
- ・接続の可能性を示す資料（接続検討回答書の写し等）
- ・パネルの形状・サイズが分かるもの（商品カタログ写し等）
- ・立面図

⑥埋却予定地の場合

- ・家畜伝染病予防法施行規則第21条の5第5号又は第7号に掲げる書類の写し

5 参照

- ・農地法第3条許可・・・農地法施行規則第10条第2項
- ・農地法第4条許可・・・農地法施行規則第30条第1項
- ・農地法第5条許可・・・農地法施行規則第57条の4第2項